

日韓資料記述内容対照表

乙第13号証	日本側資料(記述概要)	韓国側資料(記述概要)
① 3 ページ 2 行 目 から 3 ページ 9 行 目 まで	<p>1. 韓国側参加者を紹介した。(韓国)</p> <p>2. 日韓請求権問題に関する米国の意見表明に対する日本側見解を読み上げた。(日本)</p>	<p>1. (日本側資料とほぼ同じ。)</p> <p>2. (日本側資料とほぼ同じ。)</p>
② 3 ページ 10 行 目 から 6 ページ 6 行 目 まで	<p>1. 日本側の発言を書面でいだけたら、それを検討した上で韓国側の見解を述べる。(韓国)</p> <p>2. 韓国が平和条約第14条によって賠償を請求する権利がないことは今ままでいしはばし上げた。韓国は平和条約第4条の受恵国として、同条に基づきクレームを請求する。(韓国)</p> <p>3. 平和条約第4条のクレームに関しては、韓日両国間の多年間の歴史的關係を考慮し、在韓日本財産が例外なしに韓国に帰属したことによっても明らかである。これは賠償という用語上の問題ではなく、日本側でこの歴史的事実を考慮したら、韓国側の意見は了解していただけたものと思う。(韓国)</p> <p>4. 1957年12月31日のアグリード・ミニッツについても書面を頂いた上で検討してみても、韓国の8項目の請求に対して、日本は誠意を持って討議することにより、在韓日本財産が韓国に帰属したかという点については了解権の何かがどの程度満たされたかという点については了解権がゆくものと思う。したがって、韓国の8項目の請求はそれにより影響を受けるものではないと考えるが、詳しいことは書面を見たと改めて意見を申し上げる。(韓国)</p> <p>5. 問題は、日本が在韓財産に対する請求権を放棄したことにより、その他の請求権がどの程度消滅し、満たされたかを討議したいということであつたのであるから、この問題を請求権を主張しないこととしたのであつた。この問題はまったく討議の余地がないといわなければかりの韓国側の意見に対し、日本側として筋道をはっきりとさせたいといふ趣旨である。(日本)</p> <p>6. (記述なし。上記4.で記述)</p> <p>a 部分：この問題に関し、今まで何回かの発言が繰り返され、自分が不思議に思うのは、第7回の本小委員会において日本側が指摘した U.S.Memorandum の第3点の Special arrangements というのは、こういうことを議論する</p>	<p>1. (日本側資料とほぼ同じ。)</p> <p>2. 韓国が平和条約第14条により賠償を請求してはいないという事は明らかであり、この会議の席上でもしはばし上げた。起案国は平和条約第4条の受恵国として、第4条を根拠にクレームを請求している。(韓国)</p> <p>3. (日本側資料とほぼ同じ。)</p> <p>4. 1957年12月31日のアグリード・ミニッツに関しても、韓国が提示した8項目の請求について日本側が誠意をもつて討議するという事は、在韓日本財産の帰属により韓国の請求権がどの程度消滅し、満たされたかという問題が既に了解されたものと思う。したがって、8項目は影響を受けるものではないと考える。(韓国)</p> <p>5. 我々も、韓国側が賠償を要求していないことは承知している。問題は、在韓日本財産放棄により韓国の請求権がどの程度消滅し、満たされたかについて討議しようという点とであり、討議する必要がないという韓国側の意見に対し、我々の意見を述べたものである。(日本)</p> <p>6. この問題は文書を見てから話したい。(韓国)</p>

欠落

<p>③ 6 ページ 7 行 目 から 9 頁 最後 まで</p>	<p>んだと書いてあるその点をどう考えようか分らないことである。その点をもう一度検討したい。(日本)</p>	<p>1. 次ので、もう一つの問題について日本側見解を明らかにしたいとして下記参考文献を読み上げた。(日本)</p> <p>2. これについても文書を見て、韓国側見解を述べる。(韓国)</p> <p>3. 法文に 8 月 9 日という日付が日本性を決定する日付として明示されていると言われるが、8 月 9 日という日付は、法文上、この日付現在の日本財産が韓国に帰属させられたことを意味するものであり、日本性を決定する日付ではないと考える。(韓国)</p> <p>4. (記述なし。下記 5. で言及。)</p> <p>5. 法文には on or since となっているが、米軍政庁の管轄下にあったのはいつであったのか、それは 8 月 9 日現在であった。したがって、8 月 9 日現在の日本財産が米軍政庁に帰属されたと解釈される。そして、韓米協定に関する言及があったが、米軍政庁が取得した韓日本財産は財産目録により韓国へ委譲されたものではなく、包括的に委譲されたものである。(韓国)</p> <p>6. しかし、米軍政庁は在韓日本財産を 9 月 25 日付で取得したのではないのか。(日本)</p> <p>7. (記述なし。下記 9. で言及。)</p> <p>8. 取得したのは 9 月 25 日であるが、帰属は 8 月 9 日であった。(韓国)</p> <p>9. 米軍政庁といえども、8 月 9 日現在韓国になかった日本財産は取得する権限はなかったのではないか。(日本)</p>
<p>8 ページ 2 行 目 から 同 ページ 最終 行 2 文字 目 まで</p>	<p>1. 続いて、軍令第 33 号の法的効果の及ぶ時間的範囲に関する日本側見解を読み上げた。(日本)</p> <p>2. この問題についても文書に示していただいた上で、改めて韓国側の意見を申し上げる。(韓国)</p> <p>3. 日本側は 8 月 9 日「日本性」を決定する日付であるといわれたが、韓国側としては法文上、この日付をもってこの日付の在韓日本財産が韓国に帰属されたと考えており、法文上「日本性」という言葉はない。(韓国)</p> <p>4. 韓米協定によって移転された財産の目録については、書面を見ただけで意見を述べたが、財産目録というようなものではなく、包括的に移転されたものである。(韓国)</p> <p>5. 8 月 9 日の日付の問題については後ほど詳しい意見を述べるが、明文上、日本財産が米軍政庁に帰属したのは 8 月 9 日である、すなわち、韓国側としては、"property located-on or since 9 August 1945" の解釈として、そういう解釈を採用している。(韓国)</p> <p>6. わざわざ 9 月 25 日付をもって取得し、所有すると規定した意味は何か。(日本)</p> <p>7. 米軍令は米軍の管轄範囲外にあつたものには効果が及び得ないし、司令官としてもそういう権限はあり得ない。(日本)</p> <p>8. 8 月 9 日「日本性」という言葉はない。(韓国)</p> <p>9. (記述なし。上記 7. で記述。)</p>	<p>b 部分：この問題は感情的な問題ではなく法律上の問題として、厳正な解釈を出していかねばならぬ。それゆえに自分たちとしても種々の資料を要求しているのであつて、そういう点からはっきりしない限り法的な請求権の解決は困難であるから、その意味で、是非とも充分な検討をお願いする次第である。(日本)</p> <p>この問題に関しては、日本における Supreme Commander と在鮮米軍 Commander との関係、日本と韓国とその間に米軍があつて、韓国が法的に米軍から委譲を受けたという 3 つの関係と、日付の上でも 3 つの問題があ</p>

欠落

<p>る。(日本)</p> <p>軍令 33 号には 3 つの日付があるが、9 月 25 日付で旧日本財産を取得したが、それは 8 月 9 日に遡って取得したという事である。(韓国)</p> <p>10. 日本側の解釈は、在韓米軍政長官が遡してこのような決定をする権限がないという意味か、又は権限はあっても同軍令がそういう趣旨で出されたのではないという意味か。(韓国)</p>	<p>9 ページ 4 行目 1 2 ジ 文字目から同ページ 最後まで</p>	
<p>A 部分：遡及についても問題はあるが、日本側の解釈は、例えば 8 月 9 日以降に日本人がスイス人に財産を売り渡した場合は、それは日本財産として扱われるべきである。(日本)</p> <p>軍令 33 号の日付の問題については、明文上からも先般説明したように解釈されるし、また、そういう解釈以外に解釈困難であるという 2 点を申し上げたのである。(日本)</p> <p>韓国側としては、8 月 9 日現在の日本財産が米軍政庁に帰属したものであると、法令を文字通り解釈しているものである。(韓国)</p> <p>日本側でも同様に法令を文字どおりに解釈している。(日本)</p>	<p>1. 先ほど韓国側は、米韓協定による委譲は財産目録による委譲でなく包括的であったと言われたが、委譲協定の中には、すでに米軍政庁によって処分したものを除いてとあるが、具体的にどのような処分を行ったかが問題である。(日本)</p> <p>2. まず米軍が有効に接収し得たかということが日付の問題に関連して問題になり、次の段階としては、米軍政庁が完全に接収したもので、米軍が処理したものが相当あるはずであるから、接収財産のうちのとれだけが、韓国側に委譲されたかが問題となる。(日本)</p> <p>3. 韓国側の請求は、具体的な物の集積として要求されている。したがって、韓国側が要求されている個々の物が、具体的にどのような風に米側から委譲されたかを説明していただく、日本側として納得しやすいし、その有効性を判断するために必要である。(日本)</p> <p>4. 韓国は米軍政庁の disposition は承認したのであるが、それは法令に違反したものを含まないといっているが、自分たちの解釈である。(韓国)</p>	
<p>10. 日本側が述べているのは、米軍政庁が在韓日本財産を 8 月 9 日に遡って凍結したが、米軍政庁はそのような権限がないということ意味しているのか。(韓国)</p> <p>米軍政庁が日本財産を接収した際、その管轄区域内にあったものは接収されたが、その管轄区域内になかったものは接収されなかったと思う。(日本)</p> <p>米軍政庁の管轄下にあったのがいつであったのかが問題であるが、それは 8 月 9 日であった。8 月 9 日以降のすべての取引は禁止され、8 月 9 日以降の取引は法令 2 号により無効となった。(韓国)</p>	<p>1. 韓国側は、在韓日本財産が米軍政庁から包括的に委譲されたと述べられたが、米韓協定でも米軍が処分したものは除かれている。したがって、いかなるものが具体的にどのようなように韓国に委譲されたのか。(日本)</p> <p>2. 米軍が接収したものであっても、処理されたものが相当にある。その中でどのようなものが韓国に委譲されたのか。(日本)</p> <p>3. 韓国が請求権を主張するに当たっては、具体的に移譲された財産の内容を明示いただくと日本側として納得しやすいし、判断する上でも基本的な材料となろう。(日本)</p> <p>4. いま日本側から財産の処理問題に言及されたが、米軍が処理したものは法令に違反したものは含まれていない。いずれにせよ、文書を読んで反論したい。(韓国)</p>	

<p>11 ページ 4 行目 1 0 文字目から同ペー ジ最後まで</p>	<p>c 部分：問題は、法令に違反しているとしても、所有権の 移転に関する場合と行為を禁止した場合とがあり、解釈上 種々の問題があるし、具体的処理の問題も多々あると思 うが、これらは非常に大切なことであるから、充分御検討を 願います。(日本)</p>	<p>欠落</p>
<p>⑤ 1 2 ページ 最初から 2 1 3 ページ 不 開示部分の直前まで</p>	<p>1. (要綱 4 「8 月 9 日現在韓国に本店のあった法人の在日財 産の返還請求」の項目では、日本側の閉鎖機関令により閉鎖 韓国側はこの項目では、在外会社による在日財産を要求 された機関、在外会社による在日財産を要求 されているが、これら法人の株主は相対的ではなく、韓国側ではそ ういうふうな扱いをされているのか。(日本) 2. 日本人株式は米軍政庁から引継を受けて韓国政府に帰属 し、政府が株主権を行使している。民間に売却したものな いし、営業上の理由で廃止されたものもあるが、原則とし て政府が株主権を行使して保有している。 d 部位分：朝鮮に在任していた株主もあるが、日本に在任し ていた株主もあつたし、株券が日本にあつたものもあると 思いますが、その点をどのように扱われたか。(日本) (株主は日本人であるかと思ふ)住所がどこで あるかと、軍令 33 号によるかを全部帰属した。(韓国) 日本人の株主は当初米軍政庁に、次いで韓国政府の名義 に書き換えられたのか。(日本) (韓国側が肯定したので、)株主総会は書き換えられた名 簿によつて行われたのか、その総会の決定に基づいて 代表者が任命されたのか、株式の持ち分の内訳は明らか になっているのか。(日本) それらのことは、勿論明らかになっている。そうでな ければ株主権を行使できないから。(韓国)</p>	<p>1. 先般の会議で 8 項目の第 4 項に関していくつか質問をし たが、もう少し質問したい。閉鎖機関令により閉鎖された 機関又は日本で在外会社といわれる、韓国に本社を置いた 法人の在日財産を請求しているが、かかる法人の株主には 日本人が相当数いた。このような法人の株主は、その後 どうなったのか。(日本) 2. 前にも話したが、日本人の株式は米軍政庁に帰属し、そ の後韓国政府に移譲され、韓国政府が株主権を行使してい る。そのうち民間へ売却され、民間で株主権を行使してい るものもある。</p>
<p>⑥ 1 4 ページ 不 開示部分の直後から 1 5 ページ最後まで</p>	<p>1. 韓国に本社があつた会社の名前、所在地、資産等を相互 に対照しようということについて、どう考えるか。(日本) 2. 必要な場合にはしなければならぬと言つたが、他のこ ととせずこれだけを行うことについては、本国と協議中 である。(韓国) 3. それのみを要求してはならない。伊関アジア局長によ れば、両国首席代表同士の予備会談は 5 月末までに終わら せるようにとのこととあり、会議を早急に終わらせるため にも、必要な資料は速やかに準備していただきたい。(日 本)</p>	<p>欠落</p>

<p>の点、韓国側でも考慮されて資料提出の準備を進めていた      だきたい。(日本)</p>	<p>⑦ 16 ページ最初から 17 ページ 5 文字目まで      1 6 ページ 8 行目 1 ペ      2 文字目から 17 ペ      ー ジ 6 行目 5 文字目      まで</p>	<p>1. こういつた会社の在日財産の返還を要求される法的根拠      をできるだけ明確に伺いたい。(日本)      2. これは一般私法上、会社の支店の財産は本店に属すると      いう原則に基づいて、韓国に本社、本店のある会社の在日      財産は、当然、その本店に帰属するものである。(韓国)  <b>B</b> 部分：本店の財産は、株主権が米軍政庁に接収され、そし      て日本人の株主は、株主権が米軍政庁に接収され、その権      の利が及ぶという意味か。そうすると、日本内地に所在する      日本人の株式も接収され、韓国政府のものとなったという      ことが前提となるのか。さらに日本内地における債務(内地      にあった支店が日本国内に債務をもっていた場合は接収に      よって継承しないということが前提になっているのか。(日      本)</p>	<p>1. そして、かかる会社の在日財産を要求する法的根拠は何      なのか。(日本)      2. 一般私法上、支店の財産は本店に属するところであるの      で、韓国に本店のある(会社の)支店財産は当然に本店に属      するものと考ええる。(韓国)      株式が法令により米軍に接収された法人は、日本の株主が      なくなつたので、その本店の財産は韓国政府や韓国人の所      有となり、日本国内の財産にも及ぶということか。(日本)</p>
<p>いずれもその通りである。(韓国)      これらの点について、日本側の見解と大きな相違がある      と思う。(日本)</p>	<p>然り。(韓国)      日本にあった日本人の株式も接収されたと考えているの      か。(日本)      然り。(韓国)      以前に法令第 33 号は債務は継承しないとの説明を聞いた      が、そのとおりにか。(日本)      然り。(韓国)</p>		
<p>⑧ 18 ページ 6 行目      6 文字目から 20 ペ      ー ジ 2 行目 最後まで</p>	<p>1. 株式の場合、法令により日本国内にあった株式が無効に      なつたと解釈しても良いのか。(日本)</p>	<p>1. 株式の場合、法令により日本国内にあった株式が無効に      なつたと解釈しても良いのか。(日本)      2. 無効となつたのではなく、韓国に帰属した。(韓国)      3. 法令により接収されたのは、韓国内にあった日本人の株      式に限定され、日本国内にあった株式が接収されたとは考      えられない。(日本)      4. (記述なし。)      5. 日本人の株式は、日本人の居住地がどこであれ、全部帰      属されたのである。(韓国)</p>	<p>1. 株式の場合、法令により日本国内にあった株式が無効に      なつたと解釈しても良いのか。(日本)      2. 無効となつたのではなく、韓国に帰属した。(韓国)      3. 法令により接収されたのは、韓国内にあった日本人の株      式に限定され、日本国内にあった株式が接収されたとは考      えられない。(日本)      4. (記述なし。)      5. 日本人の株式は、日本人の居住地がどこであれ、全部帰      属されたのである。(韓国)</p>
<p>18 ページ 1 行目 1      1 文字目から 19 ペ      ー ジ 2 行目 8 文字目      まで</p>	<p>e 部分：軍令 33 号では、財産の所在地が韓国内にあつたもの      に限って接収されたものと思ふが、どうか。(日本)      株主権は韓国に所在したものである。(韓国)      韓国における布告によって、日本国内にある財産を接収      し得るとは考えていない。(日本)</p>		

欠落

株式が帰属した結果本店が帰属し、したがって支店のものを請求するという見解である。(韓国)  
この問題に関する日本側の見解はいずれ申し上げる。(日本)

軍令 33 号が基礎で、株主権が韓国政府に帰属したということであるが、本社で株主名簿を取得し、その会社が韓国法人になったから、その法人の在日財産を要求するのか。(日本)

それらの法人は 8 月 9 日以前から韓国法人であったが、株主権が移転したのである。(韓国)

6. 管轄権の及ばない日本国内において、財産もあるが債務もある場合、債務は問題にならない、借金があるのは認めないというのは納得できない。(日本)

米軍政庁もそこまで考えていなかったのではないか。(日本)

これに関しては、いずれ日本側の考えを述べることにした。

7. 一応この問題に対する討議を打ち切った。次回会合は 4 月 28 日(金)から午前 10 時 30 分からとすることを申し合わせた。

8. (記述なし。上記 7. で言及。)

f 部分：新聞発表については、前例どおり前田、文両委員に一任することを申し合わせ、両委員打ち合わせの結果、次の事項を発表することとなった。

(イ)「日韓請求権問題に関する米国見解の表明に関する日本側見解」及び「軍政令第 33 号の日付問題に関する日本側見解」の概要

(ロ)「1945 年 8 月 9 日現在韓国に本社、本店または主たる事務所があった法人の在日財産の返還請求」の問題について、前回に引き続きその事実関係と法律関係について意見の交換を行ったこと。

(ハ)次回会合を 4 月 28 日午前 10 時 30 分からとすることを申し合わせたこと。

6. 債務関係が全然問題とならないということは理解できない。

仮に韓国側の立場を取ったとしても、日本国内の支店の有する債務がなくなることには、どのような法律的観点からそのようなものか、日本側も研究するが韓国側でも検討していただきたい。(日本)

7. それでは、今日の会議は終了し、次回は 28 日金曜日午前 10 時 30 分とする。(日本)

8. 結構だ。(韓国)

欠落

20 ページ 3 行目から同ページ最後まで